

【アメリカ】カリフォルニア州における大学スポーツ選手への報酬

海外立法情報課 中川 かおり

* 2019年9月30日、カリフォルニア州で、大学スポーツ選手にその氏名、画像又は肖像の利用による報酬の受領及び選手としての能力等に基づき代理人選任を認める法律が成立した。

1 経緯

米国では、大学対抗の学生スポーツが盛んであり、テレビ放映料、チケットの売上げ等の金額も非常に大きい。大学スポーツ選手（以下「選手」）の報酬については、全米大学体育協会（National Collegiate Athletic Association: 以下「NCAA」）が厳格な制限を定め、その違反に対し、競技出場資格の剥奪等を科してきた。これにより、NCAA や大学は大きな収入を得るのに対し、大学のスポーツ奨学金を全額受給する選手の約8割が、連邦の貧困線¹以下で生活しているとされる²。また、卒業後にプロに進まない選手は、氏名、画像、肖像等（「パブリシティ権」³と総称される）の利用による報酬を受ける機会を奪われる。これらに対しては、NCAA 等が収益を上げる一方で選手に恩恵を与えない「搾取」であるとの批判がある⁴。また、NCAA は、選手が専門家からプロ入りを含めた人生設計のアドバイス等を受けることを禁止するが、これは、選手の将来設計に対する不当な制約であるとされる⁵。これらを改善するため、カリフォルニア州は、2019年9月30日、教育法典に第67456条（3(1)(2)）及び第67457条（3(3)）を加える法律を制定した⁶。公布は2020年1月1日、前の条の施行は2023年1月1日とされる。

2 従来のカリフォルニア州法及びNCAA規約

(1) カリフォルニア州法

- (i) 大学対抗競技の放映料から年間平均1000万ドル（約10億9000万円）以上の収入を得る4年制私立大学、カリフォルニア大学又はカリフォルニア州立大学は、州法に定める選手の権利章典に従う。ここには、選手の教育上のニーズの優先、健康・安全性に関する適切な保護措置の提供、競技出場により被る傷害に対する医療費不支給の許容、選手の転校に対する処罰の禁止等が定められる（California Education Code § 67450）。
- (ii) ①選手を大学対抗競技に出場させる目的で、中等教育後の教育機関⁷（以下「高等教育機関」）に入学申請をさせ、在学等をさせるよう誘うため、又は②選手を大学対抗競技に出場

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年1月14日である。

¹ 連邦政府の給付等の対象者を決めるために用いる基準で、保健福祉省（HHS）が毎年1月にその指針を公表する。

² California State Assembly Floor Analysis, Sep. 4, 2019, p.2.

³ 氏名、肖像など人的属性の財産価値に着目し、その商業的冒用からの救済を目的として構築される権利をいう。内藤篤、田代貞之著『パブリシティ権概説 第3版』木鐸社、2014、p.66。パブリシティ権をめぐるUCLAの元バスケットボール選手が提起したオバノン訴訟（O'Bannon v. NCAA, 7 F. Supp. 3d 955）をはじめ、近年、訴訟が増加傾向にある。ジェラルド・ガーニーほか『アメリカの大学スポーツ』玉川大学出版部、2018、p.93。

⁴ その他、学力が低い選手は、「限られた学力でも単位を取得でき、卒業のための…（中略）…NCAAの定めた最低限の出場資格基準を満たせるような科目の履修を強制される」との批判もある。ガーニーほか 同上、pp.31, 129。

⁵ ガーニーほか 同上、pp.143-144。

⁶ Collegiate athletics: student athlete compensation and representation, Chapter 383 of the Laws of 2019. <https://leginfo.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=201920200SB206>

⁷ カリフォルニア大学、カリフォルニア州立大学、カリフォルニア州教育法典第66010条に定める高等教育独立機関又は同第94858条に定める私立中等教育後の教育機関をいう。

させるために、当該選手又はその一定範囲の家族に金銭等を提供することを禁止する。ただし、NCAA 規約に従う場合はこの限りではない（California Education Code § 67360）。

(2) NCAA 規約

- (i) NCAA 規約は、選手が受給する奨学金の額が学生生活費（cost of attendance）⁸を超えることを禁じる（NCAA Bylaw 15.1）。これにより、奨学金は低額に抑えられる。
- (ii) 選手が、商品販売を促進するために、その氏名又は写真の利用を許可し、報酬を受け取る場合等には、大学対抗競技への出場資格を失う（NCAA Bylaw 12.5.2.1）。
- (iii) 選手が、シーズン終了後の試合を含め、最後の大学対抗競技が終了する前に、その選手としての能力又はその競技における名声をマーケティングする目的で代理人を立てる場合等には、大学対抗競技への出場資格を失う（NCAA Bylaw 12.3.1）。

3 新たな規定

(1) 選手による氏名、画像又は肖像の利用

高等教育機関は、大学対抗競技に出場する選手がその氏名、画像又は肖像（Name, Image or Likeness. 以下「NIL」）の利用により報酬を受けることを阻止する規則等を定めてはならない。NCAA 等は、選手が NIL の利用により報酬を受けることを阻止してはならない。ただし、大学入学前の選手（中等教育機関の選手等）には NIL の利用による報酬を認めない。選手が NIL の利用から報酬を受けることは、奨学金の受給資格に影響しない。NCAA 等は、選手がその NIL の利用により報酬を受けることにより、その所属する高等教育機関の大学対抗競技への出場を阻止してはならない。

選手が締結する NIL の利用により報酬を受ける契約は、所属するチームの契約内容と矛盾してはならない。NIL の利用により報酬を受ける契約を締結する選手は、その内容を、指定される高等教育機関の職員に開示する。選手の契約内容が、チームの契約内容と矛盾すると主張する高等教育機関は、その規定を、選手又はその法的代理人に開示する。

高等教育機関の競技プログラムに関するチームの契約は、選手がチームの公式な活動に加わらない場合には、選手による商業目的での NIL の利用を禁じない。

(2) 選手による代理人の選任

高等教育機関、NCAA 等は、選手が、選手代理人による代理又は弁護士による法的代理を含め、契約内容又は法的事項につき、専門的な代理の入手を阻止してはならない。選手が代理人を選任することは、奨学金の受給資格に影響しない。選手は、州により免許を受ける者の中から代理人を選任する。代理人は、選手との関係において、連邦のスポーツ代理人責任・信託法⁹の規定に従う。

(3) コミュニティ・カレッジの適用除外

コミュニティ・カレッジは、NCAA により統制されない 2 年制の高等教育機関であるため、(1)と(2)を適用しない。コミュニティ・カレッジの選手の NIL の利用については、作業部会を設置して検討する。その委員は、2020 年 7 月 1 日以前に指名する。作業部会は、2021 年 7 月 1 日以前に、勧告を含む報告を州議会及び州コミュニティ・カレッジ体育協会に対して提出する。

⁸ 授業料・諸費用、寮費・食費、教科書代、交通費その他学生生活に必要な費用をいう。NCAA Bylaw 15.2.2, *NCAA Division I Manual*, effective on Aug. 1, 2019. <<https://web3.ncaa.org/lstdbi/reports/getReport/90008>>

⁹ Sports Agent Responsibility and Trust Act, 15 U.S.C. §§ 7801-7807. 代理人の行為について連邦取引委員会が監督すること、代理人の行為により損害を受けた大学機関は損害賠償請求が可能なこと等を定める。